

「鹿児島県広域スポーツセンター認定クラブ制度」 認定規程

(総則)

第1条 本規程は、「鹿児島県広域スポーツセンター認定クラブ制度（以下「認定クラブ制度」という。）」に関することについて定める。

(目的)

第2条 認定クラブ制度は、県内の総合型地域スポーツクラブがこの制度における「認定クラブ」となることにより、以下を推進していくことを目的とする。

- 1 総合型地域スポーツクラブの事業運営や組織体制の改善，強化及びそれに伴う事業主体としての拡大・成長
- 2 認定クラブとして，市町村行政機関（以下「市町村行政」という。）及び鹿児島県広域スポーツセンター（以下「県広域スポーツセンター」という。）と連携することによる地域の住民やコミュニティ，学校等への認知度，信頼度の向上
- 3 県及び市町村行政，総合型地域スポーツクラブの三者相互の連携充実による県民の更なる生涯スポーツの振興への寄与

(認定クラブ)

第3条 認定クラブは，前条に定める目的に賛同し，本規程及びこれに付随する基準を遵守する総合型地域スポーツクラブを「認定クラブ」として県広域スポーツセンターが認定するものとする。

(認定クラブ基準)

第4条 認定クラブ基準は次のとおりとし，詳細は別に定める。

- 1 計画的にスポーツ活動（年間12回以上）を実施している。
- 2 活動の形態が「多種目」又は「多世代」又は「多志向」である。
- 3 所在する市町村行政機関との連携が図れている。
- 4 公益組織である。

(認定クラブ審査)

第5条 県広域スポーツセンターは，前条に基づき，年度ごとに認定クラブ審査を実施する。

(認定クラブ申請)

第6条 認定クラブ申請は，第4条に定める認定クラブ基準に定める要件を具備したもの（以下「申請書類」という。）をもって，当該総合型地域スポーツクラブが所在する市町村行政を通じ，県広域スポーツセンターへ当該年度の6月30日までに行う。

- 2 申請書類は別に定める（別記）。

(認定クラブ認定の通知及び認定証の発行)

第7条 県広域スポーツセンターは、認定クラブ審査結果を審査実施当該年度の7月31日までに当該認定クラブが所在する市町村行政及び総合型地域スポーツクラブに通知する。

2 県広域スポーツセンターは、認定クラブに対し、当該認定クラブが所在する市町村行政を通じ、県広域スポーツセンター所長（以下「センター長」という。）名による認定証を発行する。

(有効期間)

第8条 認定クラブ認定証の有効期間は、初回認定の場合、当該年度の認定証発行日から翌年度の7月31日までとし、更新認定の場合は、当該年度の8月1日から翌年度の7月31日までとする。

(認定クラブ認定に関する費用)

第9条 認定クラブ認定に関し、総合型地域スポーツクラブは費用を要しない。

(その他)

第10条 この規程に定めるものの他、必要な事項については、センター長が決定する。

附 則

本規程は、令和3年6月1日から施行する。

本規定の改訂は、令和5年6月5日から施行する。

別記

申請書類

- 1 当該年度の「総会議事録」

- 2 当該年度の「総会資料（次の(1)から(5)を含む。）」
 - (1) 前年度事業報告
 - (2) 前年度収支決算書
 - (3) 当該年度事業計画
 - (4) 当該年度収支予算書
 - (5) 規約（定款）

- 3 当該年度に実施した「クラブ診断シート」

- 4 当該年度に市町村行政担当者と総合型地域スポーツクラブ関係者が行った「面談報告書」